さん

保護者の方へ

昭島市立 学校 校長

## 学校感染症による出席停止のお知らせ

お	:子さんが、病名	_と診断されたと連絡を受けました。				
学	校保健安全法第 19 条に基づき出席停止(欠牌	扱いにはなりません)となります。医師から登				
校の	許可を受けるまでご家庭にて十分休養をしてく	(ださい。				
登	校の際には医師の許可が必要です。主治医の先	生に下記証明書へ記入していただき登校時に学				
校へ提出してください。主な感染症の出席停止期間についてお知らせします。						
	病 名	出席停止期間				
1	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を				
		経過するまで				
	·	性力の味が淡ますフォベフは「口間の達丁を仕事は				

1	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を 経過するまで				
2	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性 物質製剤による治療が終了するまで				
3	麻しん(はしか)	解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで 発しんが消失するまで すべての発しんが痂皮化するまで				
4	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)					
5	風しん (三日ばしか)					
6	水痘(水ぼうそう)					
7	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで				
8	結核、髄膜炎菌性髄膜炎、溶連菌感染症、手足口病、ヘルパンギーナ、伝染性紅斑、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、腸管出血性大腸炎その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染の恐れ がないと認めるまで				

------ キ ---- リ ----- ト ----- リ ----- セ ---- ン ·-----

## 主治医殿

下記児童・生徒の学校感染症罹患の連絡がありました。学校保健安全法施行規則第 19 条により 出席停止期間が定められています。学校での伝播を防ぐため、万全を期したいと思います。感染の 恐れがなくなりましたら、下記にご記入いただき、保護者へお渡しいただきますようお願いいたし ます。

昭島市立

学校長殿

## 治癒証明(登校許可)書

				<u>第</u>	学年	組	氏名			
	上記の者	疾病名						に罹患加療中	のところ、	学校保
健	安全法施行	う規則の	基準により	り、感染	の恐れがフ	ないと	上認め	,、月		_日より
登	校して差し	し支えな	いと判断し	します。						
	平成	年	月	日						

医療機関名 医 師 名

(印)